沖縄県立芸術大学入学試験管理規程

令和3年4月22日 沖芸大規程第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学学則(令和3年沖芸大規則第1号)第18条第2項 及び沖縄県立芸術大学大学院学則(令和3年沖芸大規則第2号)第17条第2項の規定に 基づき、入学者選抜試験(以下「入学試験」という。)の実施に関し必要な事項を定め るものとする。

(入学試験管理委員会)

第2条 入学試験の適正な実施を図るため、本学に入学試験管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

(管理委員会の組織)

- 第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長(入試担当、学生担当)
 - (3) 学部長
 - (4) 研究科長
 - (5) 事務局長
 - (6) アドミッションセンター長
 - (7) 各学部及び研究科の入学試験委員会委員長
 - (8) 学長が必要と認める者
- 2 前項第8号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(管理委員会の審議事項)

- 第4条 管理委員会は、大学及び大学院の入学試験に関し、次に掲げる事項について審議 する。
 - (1) 入学者選抜要項及び学生募集要項の決定に関すること。
 - (2) 大学入学共通テスト(一次試験)の実施に関すること。
 - (3) 各学部が行う個別学力検査等(二次試験)及び各研究科が行う入学試験の実施総括に関すること。
 - (4) 合格者の決定に関すること。
 - (5) その他入学試験の実施に関する重要な事項

(管理委員会の招集)

- 第5条 管理委員会は、学長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、学長に事故があるときは、副学長(入試担当)がその職務を代理する。
- 2 管理委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 管理委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(管理委員会の幹事)

- 第7条 管理委員会に幹事を置き、教務学生課長をもって充てる。
- 2 幹事は、管理委員会の事務を処理し、議事について説明を行うことができる。

(管理委員会の運営に関するその他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、管理委員会の議を経て学長が別に定める。

(入学試験委員会)

- 第9条 各学部及び研究科に、入学試験の実施について、当該学部及び研究科に関する事項を審議するため、入学試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 各研究科においては、当該研究科の運営委員会の審議をもって委員会の審議に代えることができる。

(委員会の審議事項)

- 第10条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 入学者選抜要項案に関すること。
 - (2) 学生募集要項案に関すること。
 - (3) 入学試験問題の作成に関すること。
 - (4) 入学試験の実施計画に関すること。
 - (5) 入学試験の採点、評価基準に関すること。
 - (6) 調査書及び健康診断書の評価、取扱い基準に関すること。
 - (7) 合格者の判定基準に関すること。
 - (8) その他学部及び研究科の入学試験について必要な事項に関すること。

(委員会の組織及び任期)

- 第11条 委員会は、学部及び研究科ごとに委員10人以内で組織する。
- 2 学部の委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから学部長が委嘱する。
 - (1) 各学部専攻ごとに教員 1名
 - (2) 全学教育科目を主務とする教員 1名
 - (3) 学部長が必要と認める教員
- 3 研究科の委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから研究科長が委嘱する。
 - (1) 各研究科専攻ごとに教員 2名
 - (2) 研究科長が特に必要と認める教員
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員会の委員長)
- 第12条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長は、委員会の審議結果を学部長及び研究科長に報告するものとする。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員会の招集)

- 第13条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員会の意見聴取)

第14条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その 意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第15条 委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(委員会の運営に関するその他の事項)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を 経て委員長が別に定める。

附 則(令和3年4月22日学長決裁)

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和5年5月19日学長決裁)

この規程は、令和5年5月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。